

弁護士に聴く



弁護士 宮澤俊夫

判例から見る 労働トラブルの 防止対策

20



続・懲戒解雇と退職金

1、懲戒解雇の場合であつても退職金を支給しなければならぬとする判例

電車内での痴漢行為や強制わいせつ致傷罪等の不祥事を起こした社員を懲戒解雇する場合であつても、退職金全額を支給とすることはできず、自己都合退職による退職金額の3割くらいの支払を命ずる裁判例がある（東京高裁平成15年12月11日判決「小田急電鉄事件」、東京高裁平成24年

9月28日判決「NTT東日本事件」ということは、本誌6月号で解説したとおりです。

2、日本郵便事件

私が顧問をしている日本郵便株式会社で、私が扱った同種事案の裁判例をご紹介します。

事案の概要は、郵便局長が以下のような非違行為を行ったため、会社が懲戒解雇をしたところ、その郵便局長が懲戒解雇の無効と退職金の支払い

を求める訴えを起こしたという裁判です。

- ①虚偽の勤務実績を記載して管理社員臨時勤務手当5万4000円を不正受給（詐欺罪）
- ②年賀葉書を不正交換して3万2130円の不正免脱（詐欺罪）
- ③私物郵便切手を局内に持ち込み顧客から引き



受けた郵便物に貼付するなどして3万8750円を現金化し、顧客から受領した同額の現金を着服（業務上横領罪）

一審名古屋地裁平成27年1月20日判決は、懲戒解雇は有効として、原告の請求を棄却しましたが、「懲戒解雇処分を受けたことをもって、当然に退

職手当全額の支給制限まで正当化されるものではない」とし、懲戒解雇処分を受けた場合には退職手当を支給しない旨の就業規則の規定を限定的に解釈し、「原告のこれまでの勤続の功を抹消してしまうほどの重大な不信行為がある」とまでは言えない」として、自己都合退職による退職手当額の2割5分の支払を命じました。

同判決は、私生活上の非違行為を理由とする懲戒解雇の場合において退職金の全額不支給を認めない前記各裁判例と軌を一にするものです。しかしながら、本件は、郵便局長という地位にある者が、その職務上の地位を利用してなした職務上の非違行為であつて、会社外における非違行為と同列に扱うことは不当であると考えました。

そこで、私は名古屋高等裁判所に控訴しました。控訴理由で私は、「この

ような犯罪行為まで行った者に対して、たとえ一部であれ退職金を支払うことは泥棒に追い銭に等しい」とまで主張しました。

3、高裁で会社側全面勝訴

名古屋高裁平成27年7月2日判決は、以下のように入示して、退職金の一部支払いを命じた原審判決を取り消し、退職金不支給とした懲戒解雇を有効と判断しました。

「公共性の高い郵便業務・金融業務を扱っている郵便局において、前記不正行為は根幹的業務に関する看過できない重大な不正行為である」、「公共性の高い郵便局の最高責任者として、その地位を利用した行為の悪質性は、それまでの勤続の功を抹消してしまうほどの重大な不信行為である」（愛知労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝